労働保険の電子申請が義務付けられている事業場は、今年度（令和８年度）の年度更新から申告書の送付がなくなります！

○　**資本金が１億円を超える法人等は、その全ての事業場について、電子申請での申告が法令で義務付けられています。**

○　**電子申請が義務付けられている事業場においては、今年度（令和８年度）の年度更新から、紙の申告書の送付がなくなり、原則として、従来の紙の申告書を用いた申告はできなくなります（電子申請を行うために必要な情報については、引き続きお送りしています）。**

○　**年度更新の申告は、電子申請のご利用をお願いいたします。**

電子申請の義務化とは

（電子申請が義務付けられている法人）

○**資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が１億円を超える法人**
○**相互会社**（保険業法）
○**投資法人**（投資信託及び投資法人に関する法律）
○**特定目的会社**（資産の流動化に関する法律）

（電子申請が義務付けられている手続）

継続事業（一括有期事業を含む）を行う事業主による
○**年度更新に関する申告書の提出**
（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
○**増加概算保険料申告書の提出**

※　手続に関しまして、所轄の労働局よりご案内を差し上げる場合がございます。その際は、ご案内の内容に従ってお手続きをお願いします。

（注意事項）

1　義務化対象事業場が申告する際、法人番号欄が空欄の場合には必ず入力をお願いします。
2　社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。
3　以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。
(1)電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合
(2)労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合

※厚生労働省ホームページに掲載しているQ&Aもあわせてご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html